

特集

自治体による外国人住民を対象とした調査について

——外国人登録原簿からサンプリングを実施した調査を中心に——

伊藤 泰郎

要 約

外国人住民を対象とした自治体の調査は、一九九〇年前後から本格的に実施されるようになり、外国人登録原簿からサンプリングを行った調査も数多く行われている。近年では、研究者や外国人住民、NGOなどが調査に関わることが一般化するとともに、アンケート調査だけでなく聞き取り調査を併用する自治体も見られるようになった。しかし、外国人住民の量的な実態把握が進展する一方で、既存の調査では十分にとらえきれない層が存在することも確かである。外国人登録をしていない超過滞在者や密航者に加え、国籍別の回収率の分析で明らかになったのは、ブラジル籍のなかでも特に定住者の在留資格を持つ人々や、フィリピン籍の興業の在留資格を持つ人々である。

一 はじめに

一九八〇年代の後半以降、外国人の増加を背景に、政府機関や自治体、研究者などによって、外国人を対象と

した数多くの調査が実施されるようになった。調査対象の特性や調査の目的に応じて、これまで様々な調査方法が用いられてきたが、外国人住民の量的把握を目的とした調査は、調査研究が行われるようになった初期の頃から、外国人の労働や生活の実態に関する基礎的なデータ

を得る上で、一定の役割を担ってきた。

しかし、外国人を対象とした量的調査を実施する場合、ある程度の量のサンプルをどのように確保するかという問題があり、仮にそれがクリアできたとしても、サンプルの代表性というさらに困難な問題が存在した。これまでの調査では、エスニック団体や外国人関係のボランティア団体、外国人が働く企業を通じて調査票を配布するなど、様々な工夫が行われてきた。それらは一定の成果を収めていると思われるが、調査結果を外国人全体へと一般化する上では、その多くが統計学的には精度を欠いたものにならざるを得なかった。

サンプルの代表性を確保するためには、調査対象とする人々の網羅性が高い名簿が必要とされる。「日本人」を対象とした調査の場合、学術目的であれば、選挙人名簿や住民基本台帳からサンプリングを実施することが可能である。しかし、外国人の場合、当然のことながら選挙人名簿は存在せず、外国人登録原簿の閲覧は学術目的であっても不可能である。

こうした状況において、近年いくつかの自治体が外国人登録原簿からサンプリングした調査を実施していることは、大きな意義を持っている。本稿では、こうした調査を中心に、自治体による外国人住民を対象とした調査

の実施状況を概観するとともに、これまでの調査がとらえきれなかった層の存在を明らかにすることにした。

二 自治体による調査の実施状況

外国人住民を対象としたものに限らず、全国の自治体が行った調査を網羅的に把握することはあまり容易な作業ではない。ホームページ上で各種の調査報告書やその概略を公開している自治体もあるが、通常は調査報告書を配布する範囲はかなり限られている。各自治体の図書館以外では、実際に手にすることが困難である場合が多く、報告書が図書館に収蔵されていない場合もある。また、調査の実施から数年経てば、関係した職員の多くは異動してしまつたため、調査を担当した部局でさえ実施当時の状況をよく知らない場合も少なくない。

今回筆者は、国立情報学研究所のデータベースである Webcat により検索を行う一方で、外国人登録者数の多い都道府県を中心に、自治体の図書館の横断検索などを用いて、極力可能な範囲で既存の調査の把握に努めた。その結果、全部で三四の調査の存在を把握することができ(表1〜4)、概要版も含めてそのうち二九の調査報告書を見ることができた(労働関係の部局により「外国人

「労働者」を対象に実施された調査もいくつか存在するが、今回はあくまでも外国人住民を対象としたものに限定した。しかし、そこから抜け落ちてしまった調査が少なからずあることは否定できないし、これ以外にも、関係者などから調査が実施されたと伝え聞いた自治体も存在する。以下では、筆者の管見に基づく形ではあるが、これまで自治体が外国人住民を対象に実施した調査の大まかな流れを見ていくことにしたい。

外国人住民を対象とした自治体の調査のなかで、最も早い時期に実施されたものとしては、一九八四年の「神奈川県内在住外国人実態調査」が挙げられる。この調査は、神奈川県渉外部国際交流課が企画し、研究者によって組織された神奈川県内在住外国人実態調査委員会に委託して行われた。対象とされた国籍は、調査時点で神奈川県の外国人登録者数の約八一%を占めていた韓国・朝鮮籍と中国籍であり、オールドタイマーの生活状況の数量的な把握を目指したものであった。ニューカマーの来住が本格化する以前に、こうした調査が自治体により企画されたこと自体が画期的であったが、サンプリングが外国人登録原簿から行われたという点でも画期的な調査であった。

外国人登録原簿の閲覧が可能になった経緯について、

一般向けに刊行されたこの調査の報告書（神奈川県内在住外国人実態調査委員会、一九八六）では何も触れられていないが、福岡安則氏は関係者からの伝聞として以下のように述べている。「関係者から伝え聞くところによると、この調査にさいしては県内の民団と総連（在日本朝鮮人総聯合会）の協力を取りつけたうえで、県職員と研究者が法務省に足を運び、外国人登録原票からのサンプリングを「黙認」してもらったことにより可能になったという」（福岡・金、一九九七：iv頁）。この記述からは、外国人登録原簿の閲覧が当時あくまでも例外として行われた状況を知ることができる。

自治体による外国人住民を対象とした調査が本格化したのは、外国人登録者数が急増した一九八〇年代後半以降である。一九九〇年前後が一つのピークであり、一九八八年から一九九四年にかけて、筆者が確認できただけでも一六の調査が実施されている（労働関係の部局による調査も、この時期に実施されたものが多いと思われる）。このうち、一二が東京やその周辺の自治体が実施した調査である。今回関西の自治体による調査が十分に把握できなかった可能性はあるが、ニューカマーの来住が東京大都市圏においてより顕著であったことが背景として考えられる。また、ほとんどの調査が外国人登録原簿から

27 自治体による外国人住民を対象とした調査について

表1 自治体による外国人住民を対象とした調査 (1)
：外国人登録原簿からサンプリングしたもの

自治体名	実施年度	標本 ⁽¹⁾	標本数	回収数	回収率	聞き取り調査の実施
神奈川県	1984	20歳以上の韓国・朝鮮籍および中国籍から抽出	2,142	1,028	48.0	実施せず
東京都港区	1988	18歳以上から抽出	2,000	810	40.5	実施せず
目黒区	1989	18歳以上から抽出	1,000	429	42.9	実施せず
東京都北区	1990	18歳以上から抽出	1,040	316	30.4	実施せず
小金井市	1990	18歳以上から抽出	600	225	41.7	実施せず
世田谷区	1991	18歳以上から抽出	2,466	808	35.6	実施せず
調布市	1992	20歳以上から抽出	1,347	516	38.3	実施せず
文京区	1992	18歳以上から抽出	1,000	421	42.1	実施せず
川崎市	1992	18歳以上から抽出	3,000	1,146	38.2	1995年に別途実施(68名)
千葉市	1993	16歳以上の全員	8,120	1,246	20.6	実施せず
豊島区	1993	在留年数5年未満から抽出	1,000	364	36.4	実施せず
山形県	1994	18歳以上のうち、特定の在留資格を持つ者全員 ⁽²⁾	1,347	642	47.7	実施せず
横浜市	1995	16歳以上から抽出	3,000	988	32.9	調査票の返送者から20名
埼玉県	1996	永住者・特別永住者を除く16歳以上から抽出	3,300	877	26.2	実施せず
京都市	1996	20歳以上から抽出	3,400	868	27.9	1995年に別途実施 ⁽³⁾
三重県	1999	標本の半数を抽出 ⁽⁴⁾	2,000	468	23.4	実施せず
神奈川県	1999	18歳以上から抽出	3,024	1,007	37.2	6つのテーマを設定して107名
千葉市	1999	16歳以上の全員	10,747	2,002	22.0	調査票の返送者から10名
島根県	2001	20歳以上の全員	2,691	1,190	44.2	実施せず
大阪市	2001	20歳以上から抽出 ⁽⁵⁾	7,845	2,063	26.3	実施せず
仙台市	2001	16歳以上の全員	4,728	1,244	26.3	不明 ⁽⁶⁾
広島市	2002	18歳以上から抽出	3,000	1,013	33.8	調査票の返送者から53名
文京区	2003	18歳以上80歳以下から抽出	2,500	491	19.6	なし

注 (1) 「抽出」の記載があるものは、全て無作為に抽出が行われた。

(2) 対象となった在留資格は、報告書によれば以下の通り。①日本人の配偶者等、②留学・就学、③研修、④定住（日系二世・三世等の労働者）。

(3) 報告書は未見。

(4) 残り半数は、報告書によれば以下の通り。①三重県に滞在するJETプログラム研修生、②県内の企業2社で就労する外国人、③日本語教室受講者。

(5) ①韓国・朝鮮籍は1/40、②中国籍およびその他の国籍は1/10の比率で抽出しており、総標本数は4,294、回収率は43.1%。①に②から1/4を抽出して合わせたものを分析に用いており、表ではその数値を示した。

(6) 今回入手した一般向けの概要版では記載なし。

※ 神奈川県1984年の調査は、個別面接法で行われたが、それ以外の調査は全て郵送法で行われた。

サンプリングを行っていることにも、注目すべきである。神奈川県が実施した一九八四年の調査以降、法務省の対応に何らかの変化があったことが推測されるが、詳細は不明である。

大都市圏以外でこの時期に調査を実施した自治体は、浜松市、山形県、そして島根県である。浜松市は、一九九〇年の外国人登録法の改定以降、日系外国人の居住者が急増した地域であり、山形県は、一九八五年の行政による「集団お見合い」以降、行政や民間業者により外国人女性の「嫁入り」が進められてきた地域である（桑山、一九九五・一三〇一八頁）。浜松市の報告書は未見であるが、山形県については、対象者数や報告書のページ配分から判断すると、日本人の配偶者などの特定の層の実態把握が主要な目的だったと考えられる。

一方、島根県は、他と比べて外国人住民はむしろ少ない自治体であるにもかかわらず、一九九一年、一九九六年、二〇〇〇年の三回にわたって調査を実施している。韓国・朝鮮籍の住民を対象とした最初の二回の調査では、外国人登録原簿からのサンプリングは行っていないが、民族団体の協力を得てかなりの数のサンプル数を確保した。早い時期から調査を始め、その後も継続して実施するなど、着実な取り組みを進めている自治体である。

一九九〇年代前半までの調査のほとんどは、自治体が委託した民間の調査機関により行われた。川崎市の一九九二年の調査^①は、調査票の配布・回収などは民間の調査機関に委託しているが、調査票の作成や分析、報告書の執筆は、研究者が構成する実態調査委員会が担当した点で、他の調査とは異なっている。また、川崎市は、一九九四年に再度調査委員会を設置して、超過滞在者も含めたニューカマーを対象に、聞き取り調査も実施した。二つの調査で事務局を担当していた川崎市職員の伊藤長和氏は、「都道府県、政令指定都市でこれだけの大がかりな外国人市民の意識調査がなされたのは初めてだっただけに、その波紋は大きく、問い合わせと視察があいついだ」（伊藤、一九九七・四八頁）と述べている。川崎市は、他の自治体に先駆けて様々な外国人施策を具体化してきた自治体であるが、これらの一連の調査は、これ以降に行われた他の自治体の調査に大きな影響を与えることになった。

一九九〇年代半ばからは、政令指定都市による調査が相次いだ。筆者が確認できただけでも、川崎市の調査以降、六つの政令指定都市が外国人住民を対象に調査を実施している。また、神奈川県や文京区は、最初の調査から一〇年以上経過した後、二回目の調査を実施した。

29 自治体による外国人住民を対象とした調査について

表2 自治体による外国人住民を対象とした調査(2)
：民族団体や行政の窓口を通じて調査票を配布したもの

自治体名	実施年度	配布対象および配布方法	回収数
豊島区	1988	①立教大留学生、②区内日本語学校在籍者、③区立保育園在籍外国人子女の保護者、④区長との懇談会出席者を対象(①②③は学校・保育園を通じて配布)	211
島根県	1996	20歳以上の韓国・朝鮮人に対して、民族団体の協力 ⁽¹⁾ を得て郵送	261
東京都	1996	16歳以上の外国人登録者に対して、市区町村の外国人登録窓口で配布	892
島根県	2000	20歳以上の韓国・朝鮮人に対して、民族団体の協力 ⁽¹⁾ を得て郵送	234

注 (1) 協力団体は、在日本大韓国民団島根県地方本部及び在日本朝鮮人総聯合会島根県本部。
※ 回収は全て担当部局に対する郵送で行われた。

表3 自治体による外国人住民を対象とした調査(3)
：聞き取り調査のみが実施されたもの

自治体名	実施年度	対 象	対象数	実施主体	備 考
大阪府	1994	在日韓国・朝鮮人	4つの家族・親族集団 29名	定住外国人問題研究会	生活史法による調査
川崎市	1995	ニューカマーを対象(オーバーステイを含む)	68名	川崎市外国籍市民意識実態調査研究委員会	

表4 自治体による外国人住民を対象とした調査(4)
：今回報告書を手に入できなかったもの

自治体名	発行年	報 告 書 名	担当部局
島根県	1991	在日韓国・朝鮮人問題をご存じですか? ⁽¹⁾	総務部国際課
武蔵野市	1992	武蔵野市外国人意識調査	企画部
浜松市	1993	浜松市における外国人の生活実態・意識調査	企画部
京都市	1996	京都市在住韓国・朝鮮人生活史・意識調査(抜粋版)	総務局国際化推進室
横浜市	1997	横浜市外国人女性の生活実態調査報告書	市民局女性計画推進室

注 (1) 調査方法や調査結果は、1996年の報告書にも掲載されている。

近年の調査の特徴としては、少なくとも以下の二つが挙げられる。まず第一に、調査票の作成や報告書の執筆、さらには聞き取り調査の調査員として、研究者や外国人住民、NGOなどが関わるようになったことである。大阪市や広島市、文京区（二〇〇三年調査）のように、これらのメンバーを含んだ調査委員会（自治体によって名称は異なる）が設置されるケースや、大阪府や京都市のように、研究者の組織に調査が委託されるケース、横浜市（一九九五年調査）や島根県（一九九六年調査・二〇〇〇年調査）のように、研究者や民族団体などからアドバイス・助言を受けるケースなど、その関わり方は様々である。また、神奈川県（一九九九年調査）の報告書の巻末には、調査の参加メンバーとして、多数の研究者やボランティア、NGOのスタッフの名前が掲載されている。

第二に、量的調査に加えて聞き取り調査を行う自治体が見られることである。前述の川崎市以外では、横浜市、神奈川県、千葉市（一九九九年調査）、広島市がそうした例として挙げられる。特に神奈川県は、団地、日系人、在日コリアン、若者、オーバーステイ、女性という六つの重点課題を設定し、丹念な調査と分析を行っている。また、ほとんどの自治体が量的な手法を用いていたのに対して、大阪府の調査はあえてそれを行わず、韓国・

朝鮮籍の住民を対象に生活史法による調査を実施した。そうした手法を採用したことについて、谷富夫氏は報告書の中で以下のように述べている。「われわれは、在日の社会と文化についてはまだまだ未知の部分が多くなるといって前提から出発している以上、限定された数の質問を絞り切り型に聞いていく定型質問紙法（それは、仮説検証型の調査のときは効果を発揮する）はあまり役に立たないことを自覚している。むしろ、生活上のいろいろなことを聞きながら問題を発見していく仮説策出型の調査の方がふさわしい」（大阪府・定住外国人問題研究会、一九九四・四頁）。報告書は未見であるが、京都市の場合、韓国・朝鮮籍の住民を対象とした生活史調査が量的調査に先行していることも、述べておく必要があるだろう。

同様に報告書を未確認であるため詳細は不明であるが、横浜市が一九九七年に外国人女性に関する調査の報告書を刊行していることも、近年の新しい動向として注目に値すると思われる。

三 調査ではとらえられなかった人々

外国人登録原簿からサンプリングした調査が行われるようになったことで、量的な側面から外国人住民の実態

把握が進んだことは、大きな成果である。しかし、対象者の網羅性が高い名簿からサンプリングが行われた場合でも、回答者の属性に偏りが生じることは不可避であり、自治体がこれまで実施してきた調査においても、十分にとらえることができなかった層が存在するはずである。調査の蓄積がある程度進んできた現在において、それがどのような人々であったかを検証することは、意味のある作業だと思われる。

まず、言うまでもないことであるが、外国人登録をしていない人々は、外国人登録原簿からサンプリングした調査の対象者にならない。具体的には、超過滞在者や密入国者などがこうした人々に相当すると思われるが、外国人住民のなかで最も生活上の困難を抱える人々であり、今後行政が施策を進めていく上で重要な対象となる人々である。超過滞在者を対象とした自治体の調査としては、川崎市の一九九五年の調査と神奈川県の一九九九年の調査が挙げられる。どちらの調査も、ボランティアやNGOなどの協力を得て、聞き取り調査による実態把握を行った。調査を行うことが困難な層であることは確かであるが、こうした人々を調査対象として意識しているか否かは、外国人施策に取り組み自治体の姿勢を問う試金石の一つになると思われる。

次に、外国人登録原簿からサンプリングを行った調査の回収率を見てみたい。神奈川県の一九八四年の調査以外は全て郵送法で行われているが、郵送法の場合、三〇%程度の回収率を得ることが成功の目安とされる。表1からこれまでの調査の回収率を見ると、特に最近の調査の回収率が低く、一九九五年以降に実施された一一の調査のうち、七つの調査が三〇%を下回っていることがわかる。近年、日本人を対象とした調査でも回収率の低下が見られるため、必ずしも調査対象や調査方法の問題であるということはできないが、二〇%前後の自治体もいくつか存在している。

表5は国籍別の回収率である。これら以外では、世田谷区と京都市の報告書が、標本と回収票の国籍別の構成比の比較を行っている。また、国籍ごとの詳細な分析については、筆者が実態調査委員会に参加した広島市の調査のデータを用いることにした。

いずれの調査にも共通して言えることは、中国籍の回収率が高く、ブラジル籍の回収率が低いということである。中国籍については、大半を占める中華人民共和国の出身者に学生として来日した者が多いことが、最も大きな理由として考えられる。郵送調査では、一般的に学歴が高い層の方が回収率は高くなる傾向がある。近年の東

表5 国籍別の回収率 (%)

自治体名	実施年度	全体	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	その他アジア	ブラジル	アメリカ	欧米・オセアニア	その他欧米・オセアニア	その他
川崎市	1993	38.2	33.4	54.8	42.3	41.2	36.6	/	40.9	/	/
埼玉県	1996	26.2	23.8	33.9	27.6	/	18.8	21.5	/	/	/
神奈川県	1999	37.2	32.8	46.6	37.5	30.0	27.8	32.7	/	41.6	/
大阪市	2001	44.2	46.1	49.8	/	/	/	/	/	/	43.1
島根県	2000	26.3	25.1	35.1	19.2	/	16.9	/	/	/	/
広島市	2002	33.8	34.8	35.3	27.8	28.9	28.7	42.3	/	26.5	/

注・数値には報告書を元に筆者が算出したものもある。斜線は、報告書でデータが示されておらず、算出も不能なもの。

- ・「その他アジア」には、韓国・朝鮮、中国、フィリピンが含まれていない。
- ・「その他欧米・オセアニア」には、アメリカが含まれていない。
- ・大阪市の「その他」は、全体から韓国・朝鮮、中国を除いたもの。他の自治体は示さなかった。

北三省を本籍地とする外国人登録者数の増加^②は、中国帰国者の来日の増加に対応していると思われるが、中国帰国者からどれくらい回答が得られているかを検討することも重要である。しかし、現状では、中国籍の回答者に占める定住者の比率から判断するくらいしか方法がない。広島市の調査を見る限りではその値はそれほど低くはない

が、これだけで結論を出すことは控えたいと思う。

ブラジル籍の人々については、転職や居住地移動の頻度の高さが指摘されることが多い。こうした流動性の高さは、回収率を低くする一つの要因になっていると思われる。また、表5でブラジル籍の回収率を全体の回収率と比較してみると、川崎市の一九九三年の調査ではその差は小さいが、それ以降の調査で顕著な差が見られるようになったことがわかる。日系ブラジル人の場合、一九九〇年の入管法改定直後の時期とそれ以後とは新規に来日する層が変化し、近年では、社会的地位が相対的に低い層や教育をあまり受けられなかった農村部の出身者も含まれるようになったと言われている。こうした人々がブラジル籍の居住者のどれくらいを構成しているかは不明であるが、調査により十分に把握できない層になっている可能性がある。

広島市の調査からブラジル籍の回答者の在留資格を見てみたい。報告書には中米南米諸国としてまとめた数値が掲載されているが、ブラジル籍について改めて算出したところ、永住者が五一・七%、日本人の配偶者等が一七・二%、定住者が一〇・三%であった。これに対して、広島県のブラジル籍の外国人登録者の構成比は、二〇〇二年末でそれぞれ一〇・六%、二七・二%、五九・二%

となっており、県と市の違いがあるため推測の域を出ないが、定住者の回答率がかなり低かったことがうかがわれる。定住者の資格を持つのは、日系二世の配偶者や日系三世などであり、こうした人々の実態が調査でとらえられていない可能性が高いと言える。

韓国・朝鮮籍については、大阪市と広島市以外の調査で全体よりも若干回収率が低くなっており、世田谷区と京都市の調査の構成比の比較でもそのことはあてはまる。神奈川県の一九九九年の調査報告書では、標準残差を用いて標本と回収数の構成比の比較も行っているが、韓国・朝鮮籍については有意な差が見られない。判断材料は少ないが、韓国・朝鮮籍の回収率が他の国籍よりも低いとは言い切れないようである。

フィリピン籍は、調査によって回収率が大きく異なっている。川崎市の一九九三年の調査が全体よりもかなり高い値を示している一方で、島根県や広島市の調査では逆に低い値が得られている。表5に示した調査のなかで、学歴を質問項目として設けているのは川崎市と広島市であるが、フィリピン籍で高等教育以上の学歴を持つ人の比率は、前者が六五・四%、後者が四一・一%であった。これを見た限りでは、高学歴者が占める比率が、そのまま回収率に反映しているように思える。フィリピン籍の

場合、興行の在留資格を持つ人からどれくらい回答が得られているかを検討することも重要である。二〇〇二年末の全国のフィリピン籍の外国人登録者のうち、興行が占める比率は二七・五%であった。広島市の調査の興行の回収率を見てみると、五・一%と非常に低い値であり、興行の資格を持つフィリピン籍の人々が調査でいかにとらえられていないかがよくわかる。調査に回答しづらい状況に置かれていることが推察されるし、調査票が対象者に届いていない場合もかなりあると思われる。

対象者が回答する権利を保障するためには、多言語の調査票を使用することも重要である。表6からは、日本語以外に、英語・ハンダ語・中国語の調査票が一般的に使用されていることがわかる（別の調査票にする場合もあれば、日本語と併記された調査票にする場合もある）。ポルトガル語やスペイン語は、東京都の市・区や京都市の調査では使用されていないが、ブラジル籍やペルー籍の居住者があまり多くなかったためではないかと思われる。これら以外の言語では、神奈川県の一九九九年の調査でタガログ語・タイ語・ベトナム語・カンボジア語・ラオス語の調査票が使用された。インドシナ三国の言語が使用された背景には、大和市にインドシナ難民の定住促進センターがあった（一九九八年三月に閉所）関係で、

表6 外国人登録原簿からサンプリングした調査の使用言語と回収率

自治体名	実施年度	調査票の言語						回収率(%)
		英	ハ	中	ポ	ス	他	
神奈川県	1984							48.0
東京都港区	1988	○						40.5
目黒区	1989	○	○	○				42.9
東京都北区	1990	○	○	○				30.4
小金井市	1990	○	○	○				41.7
世田谷区	1991	○	○	○				35.6
調布市	1992	○	○	○				38.3
文京区	1992	○	○	○				42.1
千葉市	1993	○	○	○	○	○		20.6
豊島区	1993	○	○	○				36.4
川崎市	1993	○	○	○	○			38.2
山形県 ⁽¹⁾	1994	○	△	○	△	△		47.7
横浜市	1995	○	○	○	○	○		32.9
埼玉県	1996	○	○	○	○	○		26.2
京都市	1996	○	○	○				27.9
三重県	1999	○		○	○	○		23.4
神奈川県 ⁽²⁾	1999	○	○	○	○	○	○	37.2
千葉市	1999	○	○	○	○	○		22.0
大阪市	2001	○	○	○	○	○		44.2
仙台市 ⁽³⁾	2001	不 明						26.3
島根県	2000	○	○	○	○	○		26.3
広島市	2002	○	○	○	○	○		33.8
文京区	2003	○	○	○				19.6

注※ 「調査票の言語」は、英＝英語、ハ＝ハンゲル、中＝中国語、ポ＝ポルトガル語、ス＝スペイン語

- (1) 4つの在留資格に関して別個に調査を行っており、全てで使用された言語を○、一部で使用されたものを△で示した。
- (2) 「調査票の言語」の「他」は、タガログ語、タイ語、ベトナム語、カンボジア語、ラオス語。
- (3) 今回入手した一般向けの概要版では記載がなかった。

った。広島市の調査でベトナム籍の回収率が一二・五％であったことを考慮すると、いくらかの効果はあったかもしれないが、むしろそれ以外の要因の方が回収率に強く影響を及ぼしていると考えられる。

四 おわりに

自治体がこれまで実施した調査について、回収率を中心に検討を行ってきた。外国人住民の実態を量的に把握する上で、外国人登録原簿からサンプリングを行った調査が現状では最も精度の高いものであるが、今回の検討によって、それでも調査によってとらえきれなかったと思われる層の存在が明らかになった。それは、ブラジル籍の人々、特に定住者の在留資格を持つ日系二世の配偶者や三世であり、フィリピン籍のなかでも興行の在留資格を持つ人々である。中国帰国者についても、他の人々よりも回収率

県内にインドシナ三国の国籍を持つ居住者が多いという状況がある。

しかし、多言語の調査票の使用は、必ずしも回収率の向上に大きく寄与する訳ではない。例えば、インドシナ三国の調査票を用いた神奈川県の一九九九年の調査でも、それらの国籍を持つ人々の回収率は一八・八％であ

が低くなっていないか、今後検討していく必要がある。また、超過滞在者や密航者など、外国人登録を行っていない層の存在も忘れてはならない。以上のことを念頭に置いた上で、調査結果を利用する必要があるし、自治体の外国人施策も進められるべきであると言えるだろう。

注

(1) 表1～3では、調査報告書に調査期間が明示されていないものもあるため、実施された時期を年度で統一して表記したが、川崎市の一回目の調査は一九九三年一月に実施されている。

(2) 中国籍の人々について、二〇〇二年度末の本籍地別の外国人登録者数を見ると、最も多いのは遼寧省であり、次いで上海市、黒竜江省、吉林省、台湾省の順に多くなっている。

引用文献

福岡安則・金明秀、一九九七『在日韓国人青年の生活と意識』、東京大学出版会。

伊藤長和、一九九七『川崎市―在日韓国・朝鮮人の経験に立つ総合的外国人市民政策』駒井洋・渡戸一郎編著『自治体の外国人政策』明石書店。

神奈川県内在住外国人実態調査委員会、一九八六『日本の中国の韓国・朝鮮人、中国人』、明石書店。

桑山紀彦、一九九五『国際結婚とストレス』明石書店。

大阪府・定住外国人問題研究会、一九九四『定住外国人に関する意識調査報告書』大阪府企画調整部国際室人権平和室。